

議 事 録

会 議 名	平成26年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成26年3月27日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎1階電算会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男      会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務      3番 楠谷 稔 4番 石黒 明      5番 藤井 彰 7番 木村長茂      合計7名		
欠席委員	2番 石塚雄司		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：中野秀      主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第4 非農地証明願について 日程 第5 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定について 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第8 下限面積（別段の面積）の設定について 日程 第9 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成26年第3回定例総会を開会いたします。          欠席委員は2番石塚委員です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。          本日の議事録署名人に、3番楠谷委員と4番石黒委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号52号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号52号を朗読）          申請農地は、位置図にあるとおり宮山の農業振興地域の農用地以外の農地です。当案件は、譲受人の親が亡くなり、相続登記がされ、隣接農地で梨を作付けしている譲受人へ所有権移転することになったものです。譲受人の耕作状況につきましては、常時世帯で農業に従事しており、トラクター、耕耘機等の大型機械を所有し、水稻の他、梨や野菜を栽培し、所有する農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から申請地までの通作距離は約0.7kmで車で数分のところにあります。また、当該申請地を含め、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はないと思われまます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件は満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：現地は梨畑として耕作されており、問題は無いと思われまます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>7 番：譲渡人は作付けしていたのか。</p> <p>事務局：梨を作付けしており、譲受人が手伝っておりました。</p> <p>会 長：他にございませんか。それでは採決いたします。議案番号52号について、</p>		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号52号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて日程第2、農地法5条の規定による許可後の事業変更申請及び農地法5条の規定による許可申請について、議案番号53号、54号を関連する案件なので、一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号53号、54号を朗読)

当案件は、平成25年4月に沿道サービスの店舗敷地への農地転用許可したのですが、許可後、申請者である賃借人が、9年後の屋外広告物の規制により集客減が予想されるとの理由から事業を中止したので、申請農地の所有者が事業の承継者を選定していました。ここで承継者が決定し、許可目的を日常必需品店舗の店舗敷地に変更するものです。当該地は位置図にあるとおり田端二本松交差点の北東の角にあります。譲受人は日常必需品販売店舗を経営しており、規模拡大のため新たな出店をするに当たり、周辺の工場の従業員や、また車による来客も多く見込まれる幹線道路の交差点である当該地を店舗及び駐車場に転用する許可申請であります。開発の許可申請も予定されているとのこと。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、申請地から500メートル以内に2つの医療施設が存していることと、高速道路等の出入口から300メートル以内であることから第3種農地にあたり、隣接農地はなく影響はないと認められるため、問題はないと考えます。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：事務局の説明のとおりです。雨水、下水処理も問題ないと思います。24時間営業の店舗で照明が気になります。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

5 番：照明の対応は可能なのか。

3 番：縦貫道建設の際、対応していただいた。口頭での指導をお願いしたい。

事務局：照明の基準レベル以下であれば指導は難しい。総会で意見があったことを代理人に申し伝えます。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号53号、54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号53号、54号は原案のとおり許可相当として意見書を添え県に進達することに決定いたします。次に日程第4、非農地証明願について、議案番号55号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号55号を朗読)

当該地は位置図にありますとおり、一之宮愛児園の南西にある車両置場、資材置場で、申請者が相続する昭和63年より前から、重機会社へ賃貸されていたとのこと。なお、立地基準は、市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたります。現地には3月17日に担当地区の委員と調査に行っております。なお本日欠席ですので、問題ないと思われる旨、事務局より報告する了承をいただいております。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

5 番：昭和63年という確認はどのようにしているのか。

事務局：申請時の理由書、課税状況、航空写真で確認しています。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号55号は原案のとおり非農地証明を交付することに決定いたします。次に議案番号56号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号56号を朗読)

当該地は位置図にありますとおり、旭小学校の西にある住宅地の中の私道の一部で、昭和44年頃に、隣接する一団の土地とともに、造成工事によって、道路敷地として使用されてきたとのこと。なお、立地基準は、市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたります。現地には3月19日に担当地区の委員と調査に行っております。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：単純に当時の申請漏れと思われ、また現状が道路であり、問題ないと思われれます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号56号は原案のとおり非農地証明を交付することに決定いたします。次に議案番号57号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号57号を朗読)

当該地は位置図にありますとおり、旭小学校の南にある申請者の自宅の敷地で、それぞれ昭和39年、44年から物置を建築するなど庭敷地として使用しているとのこと。なお、立地基準は、市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたります。現地には3月18日に担当地区の委員と調査に行っております。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：旭小学校が建設されてから住宅が建ち並び始めた一番古い場所であり、特に問題ないと思われれます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号57号は原案のとおり非農地証明を交付することに決定いたします。次に日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号58号、59号、60号を隣接する農地で借り手が同一であることから一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号58号、59号、60号を朗読)

当該地は大曲の隣接する3筆の農用地で、所有者はそれぞれ異なります。現況は田となっており、一部は休耕しております。借り手は付近に所有する田を耕作しており、各所有者からの斡旋希望があり、今回の申し出となりました。借り手は家族4人で耕作しており大型機械も多種多数所有し、町内の他の3箇所を利用権設定による耕作の実績もあるため問題ないと思

われます。現地には3月17日に担当地区の委員と調査に行っております。なお本日欠席ですので、問題ないと思われる旨、事務局より報告する了承をいただいております。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

6 番：耕作日数について350日とは。

事務局：世帯での合計日数です。

7 番：設定期間が3年とは決まっているものか。

事務局：当事者間で決めていただいております。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号58号、59号60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号58号、59号、60号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付することを決定いたします。続いて日程第6、農地法4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号131号から134号の4件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号135号から137号の3件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号131～137号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。次に日程第8、下限面積(別段の面積)の設定について、議案番号61号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号61号を朗読)

当案件につきましては毎年、年度が替わる際、あらためて審議いただいております。参考資料として2010農林業センサスから抜粋して作成いたしました10アール刻みの総農家数の表と、隣接市の下限面積一覧表を添付しております。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号61号は原案のとおり決定いたしました。次に日程第9、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案番号62号を上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局：(議案番号62号を朗読)

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号62号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、事務局で手続きを進めてください。</p> <p>最後にその他審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成26年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成26年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(3番) 楠谷 稔 議事録署名人(4番) 石黒 明

本議事録は、平成26年 4月23日、承認・署名を得て確定しました。